

現行制度における施行状況について

資料 2

1. 大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数（府全域）

年度	届出件数		
	合計	法	条例
平成19年度	921	828	93
平成20年度	729	645	84
平成21年度	753	652	101
平成22年度	762	649	113
平成23年度	701	595	106

（出典：大阪府環境白書）

2. アスベスト飛散防止推進月間における府内一斉パトロール

大阪府では建築物等の解体・改造・補修等作業によるアスベスト飛散を防止するため、6月、12月を「アスベスト飛散防止推進月間」と位置付けている。

平成24年度府内一斉パトロールの実績

	パトロールを実施した現場数（件）		解体現場数			
					うち指導数（件）	
	H24.6	H24.12	H24.6	H24.12	H24.6	H24.12
大阪府	46	46	23	17	17	7
権限を有する市町村	290	318	134	163	69	80
府内合計	336	364	157	180	86	87

指導を行った理由

	H24.6	H24.12
事前調査の実施なし	0	0
事前調査結果表示なし	82	85
届出の提出なし	0	0
飛散防止措置の不備	0	0
その他（事前調査結果の記載内容不備・掲示場所不適格及びサイズ不適合等）	4	2

3. 建設リサイクル法に基づく立入検査

○建設リサイクル法の届出情報をもとに、工場、倉庫を対象に立入検査を実施

平成24年			平成25年			合計
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
3 (0)	4 (0)	9 (1)	12 (0)	10 (1)	16 (1)	54 (3)

（ ）内は立入検査で指導を行った数

○指導の内容

- ・建設リサイクル法の届出情報にはスレート使用面積 300 m²とあったが、立入検査で実測したところ約 600 m²であったため、事前調査を十分に行うよう指導。
- ・事前調査結果を公衆の見やすいところに表示するよう指導。
- ・建設リサイクル法の届出情報には石綿に関する記述はなかったが、立入検査で石綿含有が疑われる建材（保温材及び成形板）が見つかり、分析を指導した。後日、保温材及び成形板に石綿が含まれていることが判明したため、届出を指導。

4. 大阪府における不適正事案の事例

事例	概要	対応	課題
1	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有成形板（約 630 m²分）を含む倉庫の解体工事。 立入時、630 m²分の石綿含有成形板はまだ解体されていなかったが、割れた成形板が散乱。 折板屋根の裏に成形板が隠れていたことが判明した。 その面積を合計すると、使用面積は 1,000 m²以上となり、条例の届出の対象。 <p>【府条例の届出違反】【事前調査が不十分】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業停止、散水等飛散防止措置を指導 事前調査の再実施を指導 府が敷地境界において濃度測定を実施 <測定結果> 0.056 未満～0.90 本/L 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の構造上、表面に現れていない建材について、目視では分からない。 事前調査が不十分で、石綿含有のおそれがある建材が発覚した場合、石綿含有が判明するまで、作業停止等を行政指導により行わざるを得ない。
2	<ul style="list-style-type: none"> 天井部分等に吹付け石綿があるマンションの解体工事。 当初、業者Aが解体を請け負い、建設リサイクル法の届出をした。 その後、業者Aが解体を実施しないため、施主は業者Bに解体を依頼。 通報があって立入検査を実施したところ、業者Bは、「吹付け材に石綿を含有していないと思う」と主張した。行政による分析を実施したところ、吹付け石綿であることを確認した。 <p>【大防法の届出違反】【作業基準違反】【石綿濃度測定届出違反】 【敷地境界基準違反】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業停止、密閉による飛散防止措置を指導 事前調査（建材中の石綿含有率の分析を含む）の実施を指導 届出、作業基準及び敷地境界基準の遵守について指導 府が敷地境界において濃度測定を実施 <測定結果> 0.45～16 本/L ※基準値超過 0.11～0.45 本/L（翌日、再測定） 	<ul style="list-style-type: none"> 事前調査が不十分で、石綿含有のおそれがある建材が発覚した場合、石綿含有が判明するまで、作業停止等を行政指導により行わざるを得ない。
3	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有成形板（約 1,800 m²）を含む工場の解体工事。 通報があり、立入検査を実施。未届の解体であることを確認。 目視では吹付け石綿はなかったが、配管に保温材があり、行政による分析を実施したところ、石綿を含有していることを確認した。 <p>【大防法、府条例の届出違反】【事前調査が不十分】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作業停止、散水等飛散防止措置を指導 事前調査（保温材中の石綿含有率の分析を含む）の実施を指導 府が敷地境界において濃度測定を実施 <測定結果> 0.22 未満～0.90 本/L 	<ul style="list-style-type: none"> 事前調査が不十分で、石綿含有のおそれがある建材が発覚した場合、石綿含有が判明するまで、作業停止等を行政指導により行わざるを得ない。